



第106期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時

開催場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル
3階ロイヤルホール

目次

● 第106期定時株主総会招集ご通知	2
● 株主総会参考書類	8
第1号議案 取締役8名選任の件	10
第2号議案 監査役2名選任の件	15
第3号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬制度の改定の件	18
(添付書類)	
● 事業報告	22
● 連結計算書類	53
● 計算書類	55
● 監査報告書	57

株主様におかれましては、本株主総会につき、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**株主総会当日はご来場をお控えいただき、事前に書面またはインターネットによるいずれかの方法により、議決権の行使を行っていただきますよう**よろしくお願い申し上げます。

日本水産株式会社

本株主総会にご出席の皆さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ごあいさつ



新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方とご家族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々の一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

また、株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに、第106期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

未だ新型コロナウイルス感染症の拡大は収束せず、先行き不透明な状況が続いております。当社は、創業以来、「水産資源の持続的利用と地球環境の保全に配慮し、水産物をはじめとした資源から多様な価値を創造し続け、世界の人々のいきいきとした生活と希望ある未来に貢献する」ことを経営の基本方針とし、また、当社のCSRにおけるマテリアリティ（重要課題）のひとつとして、「安全・安心で健康的な生活に貢献する」を掲げています。当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活に大きな影響を受けお困りの方々や、診療・治療の最前線で力を尽くされている医療従事者の皆様などに対して支援を行っており、今後も引き続き社会貢献に努めてまいります。

私は、本株主総会開催の日をもって代表取締役社長執行役員を退任します。在任中のご支援に対して厚く御礼申し上げます。今後とも株主の皆様におかれましては一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役 社長執行役員
最高経営責任者(CEO)

于世明 的

証券コード1332
2021年6月4日

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日本水産株式会社

代表取締役 的 埜 明 世
社長執行役員

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大への対応は、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の延長など再び人の流れを抑制する措置がとられています。

本株主総会は適切な感染防止策を講じたうえで開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては、株主様の安全および新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会当日はご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

なお、報告事項の内容をグラフ化等によりイメージしやすくした資料を、2021年6月11日(金)を目途に、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。また、後記のとおり、株主様からは事前に質問を受け付けた上で、株主の皆様のご関心が高い事項については、その回答を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主の皆様におかれましては、後記株主総会参考書類をご検討いただき、5頁のご案内にしたがって書面又はインターネットによって議決権をご行使いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」

前記のとおり、株主様の安全および新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使していただき、ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項
- 第106期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第106期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項
- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件 |

以 上

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nissui.co.jp/ir/share_information/meeting.html) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- 当社は、法令および定款第18条の規定に基づき、添付書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、当社ウェブサイト (https://www.nissui.co.jp/ir/share_information/meeting.html) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知添付書類および上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nissui.co.jp/ir/share_information/meeting.html) に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染防止対策への対応について】

- 当社役員および運営スタッフはマスクを着用し、アルコール消毒薬を設置するなど感染予防措置を講じてまいります。
- 当日は、受付の際に株主様の検温をさせていただきます。発熱がある方（検温で37.5度以上が測定された方）、体調不良と見受けられる方、マスク着用・検温・手指のアルコール消毒にご協力頂けない方は、ご入場をお断りさせていただく場合や、ご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくことから、席数に限りがございます。そのため、満席の場合は、やむを得ずご入場いただく株主様の人数を制限させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 本株主総会の議事は、感染防止の観点から、短時間で行う予定でありますので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。

事前質問の受付についてのご案内

1. 方 法

(1) ウェブサイトによる方法

当社ウェブサイト (https://www.nissui.co.jp/ir/share_information/meeting.html) より、必要事項及び質問事項をご入力ください。

(2) 郵送による方法

必要事項及び質問事項をご記載の上、当社までご郵送ください。

【必要事項】

- ①株主番号
- ②お名前
- ③ご住所

【ご郵送先】

〒105-8676
東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア
日本水産株式会社
法務部 宛て

2. 受 付

2021年6月18日（金）午後5時までを目途として当社に到着しましたご質問につき、株主の皆様のご関心が高い事項については、その回答を当社ウェブサイト (https://www.nissui.co.jp/ir/share_information/meeting.html) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主総会当日のご出席による議決権行使のほか、次のいずれかの方法により事前に行使いただくことができます。



■ 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

議決権
行使期限

▶ 2021年6月24日(木曜日) 午後5時到着分まで



■ インターネットによる議決権行使

パソコン(6ページを参照)、スマートフォン(7ページを参照)から、次の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。



議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

議決権
行使期限

▶ 2021年6月24日(木曜日) 午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによりのみ可能です。

議決権行使期限 | 2021年6月24日（木曜日）午後5時まで

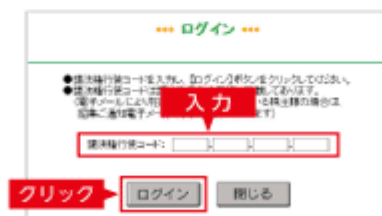
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



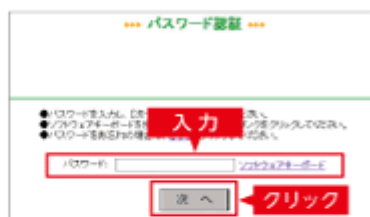
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

！ インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- パソコン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みをされた場合に限り、株式会社「J」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

2. 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

※QRコードは特許デンソーウェブの登録商標です。

● お問い合わせ先について

議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明の場合

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会

Ⅲ 証券会社に口座をお持ちの株主様 Ⅲ 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)
お取引の証券会社へお問い合わせ 三井住友信託銀行 証券代行部
をご覧ください。

☎ 0120-782-031 (土日休日を除く 9:00~17:00)

取締役会の役割、構成

<主たる役割>

- ・取締役会は、社会課題への取り組みを進めながら持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促すため、ミッション・ビジョン、中長期の経営戦略等大きな方向性を示すとともに、執行上の重要な意思決定と適切な監督を行うことを役割と考えています。

<構成>

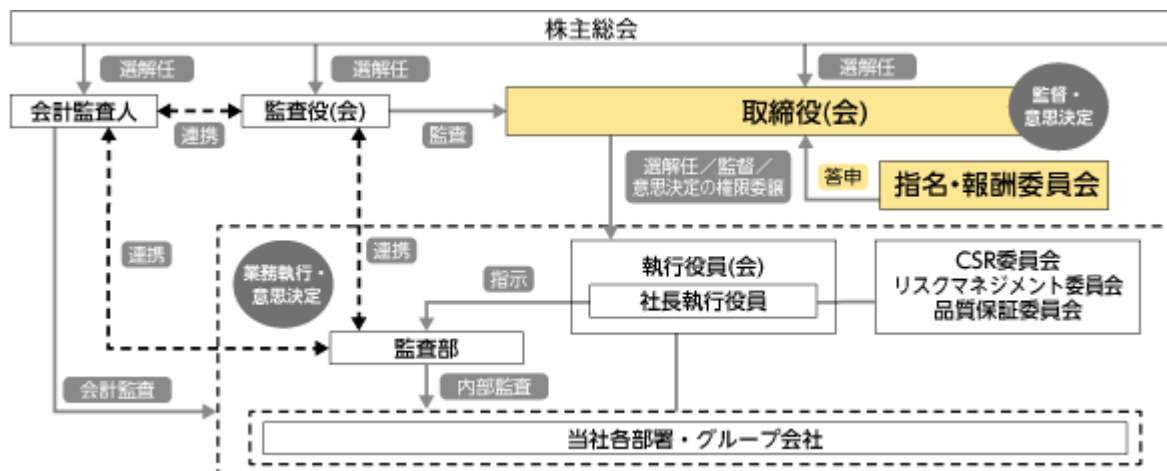
- ・取締役会は、上記役割を果たすため「企業経営」「財務・会計」「コーポレートガバナンス」等の専門性や経験に加え、主要事業に関する知識・経験、事業間の融合を進めるための柔軟性・創造性を有する人材が必要と考えています。また、その構成はジェンダーを含め多様な視点が重要と考えており、取締役総数に占める独立社外取締役の割合を1/3以上としています。また、取締役と監査役を合わせた構成では半数が社外出身となっています。

指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関としての任意の委員会で、独立社外取締役3名と代表取締役2名で構成し委員長は社外取締役が務めています。

指名委員会では社長を含めた候補の選解任、サクセッションプラン等につき審議し取締役会に答申します。報酬委員会では、報酬制度・水準等について同業・同規模他社と比較するなど毎年検証しています。また、個人別の報酬の算定に当たっては、会社業績やKPIに基づき報酬総額を決定の上、個人別パフォーマンスの評価を行い取締役会に答申します。なお、最終的な個人別支給額については、取締役会からの委任を受け報酬委員会が決定しています。

コーポレート・ガバナンスの体制



取締役・監査役に期待する分野（ご承認後の経営体制）

氏名	ご承認後の 地位および担当	企業 経営	財務・ 会計	マーケ ティン グ・セ ールス	生産・ 技術	研究・ 開発	国際性	コーポ レート ガバナ ンス	リスク マネジ メント	法務・ コンプ ライア ンス	CSR (ダイ バーシ ティ含 む)
浜田 晋吾	代表取締役 社長執行役員、 最高経営責任者（CEO）、 指名・報酬委員会委員	○			○	○	○	○			
高橋 誠治	代表取締役 専務執行役員、 指名・報酬委員会委員	○		○			○	○	○	○	
山本 晋也	取締役 常務執行役員、 最高財務責任者（CFO）		○				○	○	○		○
梅田 浩二	取締役 常務執行役員			○	○	○					
山下 伸也	取締役 執行役員					○	○				
永井 幹人	社外取締役、 指名・報酬委員会 委員長	○		○				○	○	○	
安田 結子	社外取締役、 指名・報酬委員会委員						○	○	○	○	○
松尾 時雄	社外取締役、 指名・報酬委員会委員	○			○			○	○	○	○
濱野 博之	常勤監査役		○				○	○	○	○	
広瀬 史乃	社外監査役						○	○	○	○	○
山本 昌弘	社外監査役		○					○	○	○	
神吉 正	社外監査役							○	○	○	

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、取締役会においてより機動的に意思決定が行えるよう、取締役を1名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

は ま だ し ん ご
浜田 晋吾



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2005年 3月 同生産推進室長
2008年 4月 同八王子総合工場長
2010年 3月 株式会社ハチカン副社長
2011年12月 山東山孚日水有限公司総経理
2011年12月 当社中国室長兼務
2014年 3月 同食品生産推進室長
2014年 6月 同執行役員
2015年 6月 同中央研究所、食品分析センター、東京イノベーションセンター担当
2016年 3月 同R&D部門、生産部門担当

2016年 6月 同食品事業副執行
2016年 6月 同生産部門、商品開発センター、技術開発センター担当
2017年 3月 同生産部門、商品開発部、技術開発部担当
2017年 6月 同取締役執行役員
2017年 6月 同食品事業執行、生産部門管掌、商品開発部担当
2018年 6月 同取締役常務執行役員
2019年 6月 同代表取締役専務執行役員
2020年 3月 同最高執行責任者（COO）
2021年 3月 同事業開発部、情報システム部担当
現在に至る
(現在当社代表取締役専務執行役員 最高執行責任者(COO))

生年月日

▶ 1959年1月7日生

所有する当社株式の数

▶ 25,800株

取締役候補者 とした理由

当社および国内外グループ会社において、長年にわたり食品製造・管理・開発の現場で食品事業を推進してきました。2017年に取締役に就任、2018年に常務執行役員に就任後食品事業全般を牽引するとともに、当社の主要3事業の境目となる分野での融合を進めてきました。2019年より専務執行役員、2020年からは最高執行責任者（COO）として経営全般を担っています。豊富な知識・経験・洞察力とともに、経営全般の適切な監督と意思決定ができるバランス感覚を有することから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

た か は し せ い じ
高橋 誠治



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
2004年 11月 同鮮魚飼料部長
2007年 3月 同飼料養殖事業部長
2009年 6月 同執行役員
2010年 3月 同水産事業副執行
2011年 3月 同南米事業執行
2011年 3月 NIPPON SUISAN AMERICA LATINA S.A.取締役社長

2015年 6月 当社取締役
2015年 6月 同北米事業執行
2015年 6月 NIPPON SUISAN(U.S.A.),INC.取締役社長
2018年 6月 当社水産事業執行
2019年 6月 当社取締役常務執行役員
現在に至る
(現在当社取締役常務執行役員 水産事業執行)

■ 重要な兼職の状況

中部水産(株)社外監査役

生年月日

▶ 1957年12月14日生

所有する当社株式の数

▶ 14,400株

取締役候補者
とした理由

当社において長年鮮魚・飼料・養殖事業に携わった後、2011年より執行役員として南米事業を管掌、2015年からは取締役執行役員として北米事業も統括してきました。2018年に水産事業執行に就任、2019年より取締役常務執行役員として、高付加価値化の追求、環境変化に強い事業構造への転換を進めるなど、主要3事業の境目となる分野の融合を進める柔軟性・創造性を有することから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

や ま も と し ん や
山本 晋也



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2013年 4月 同経理部長
2014年 6月 同執行役員
2015年 6月 同取締役
2015年 6月 同経理部、総務部、法務部、リスクマネジメント
担当、お客様サービスセンター共管
2016年 3月 同経理部、総務部、法務部、CSR、リスクマネジメント担当

2017年 3月 同CSR部担当
2017年 5月 同二ツイ・ジーネット代表取締役社長
2017年 6月 当社取締役常務執行役員
2017年 6月 同最高財務責任者 (CFO)、CSR、経営管理部門
管掌
現在に至る
(現在当社取締役常務執行役員 最高財務責任者 (CFO)、経営管理部門管掌)

取締役候補者
とした理由

当社および海外グループ会社において主に経理・財務、人事に携わった後、2015年より取締役執行役員として経理、総務、法務、リスクマネジメント、CSR担当を務め、2017年からは取締役常務執行役員として最高財務責任者 (CFO)、経営管理部門管掌を担っています。豊富な経験と実績に基づき、専門的・経営的な意見を述べ経営に適切な意思決定ができるバランス感覚を有することから、引き続き取締役候補者となりました。

生年月日

▶ 1961年6月6日生

所有する当社株式の数

▶ 50,000株

候補者
番号

4

う め だ こ う じ
梅田 浩二



生年月日

▶ 1961年2月19日生

所有する当社株式の数

▶ 10,500株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2007年 3月 広島支社長
2009年 3月 常温食品事業部長
2013年 4月 福岡支社長
2015年 3月 広域営業本部 首都圏家庭用営業部長
2016年 6月 執行役員 広域営業本部長、首都圏家庭用営業部長

2017年 6月 執行役員 広域営業本部長
2020年 3月 執行役員 食品事業執行、生産部門管掌
2020年 6月 取締役執行役員(食品事業執行、生産部門管掌)
現在に至る
(現在当社取締役執行役員 食品事業執行、生産部門管掌)

取締役候補者 とした理由

当社において長年食品の販売に携わり、常温食品事業の部長として事業観を養い、地方支社でマネジメント力を研鑽後、2016年より執行役員広域営業本部長として激戦区の市場で販売の陣頭指揮を執ってきました。2020年3月からは食品事業執行としてマーケティング・生産を含めた事業全般を担っています。食品事業に関する豊富な経験と知識を有するうえ、主要3事業の融合を進める柔軟性を期待し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

や ま し た し ん や
山下 伸也

新任



生年月日

▶ 1959年6月30日生

所有する当社株式の数

▶ 7,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2007年 3月 中央研究所長
2011年 3月 中央研究所長 東京イノベーションセンター所長
兼務
2015年 3月 中央研究所長 東京イノベーションセンター所長
バイオ生産研究室兼務

2016年 6月 執行役員 中央研究所長、東京イノベーションセンター 担当
2020年 3月 執行役員 R&D部門管掌 食品分析部 担当
現在に至る
(現在当社執行役員 R&D部門管掌 食品分析部 担当)

取締役候補者 とした理由

当社において、長年にわたり研究・開発に従事し、2016年より執行役員中央研究所長、2020年よりR&D部門管掌を歴任しています。ファインケミカル事業にも深く関与しており、科学者の視点から同事業をさらに成長・拡大させることを期待するとともに、経営全般を監督できる分析力・洞察力を期待し、取締役候補者となりました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

6

ながい みきと
永井 幹人

社外 独立役員



生年月日

▶ 1955年10月28日生

所有する当社株式の数

▶ 0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月 ㈱日本興業銀行入行
2003年 4月 ㈱みずほコーポレート銀行本店営業第二部長
2004年 4月 同 本店営業第二部長兼本店営業第九部長
2004年 6月 同 営業第九部長
2005年 4月 同 執行役員営業第九部長
2007年 4月 同 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員
2009年 4月 同 常務執行役員コーポレートバンキングユニット統括役員
2011年 4月 同 取締役副頭取内部監査統括役員
2012年 4月 同 取締役副頭取

2013年 4月 同 理事(同年4月末日まで)
2013年 5月 新日鉄興和不動産㈱副社長執行役員
2013年 6月 同 取締役副社長
2014年 6月 同 代表取締役社長
2019年 4月 日鉄興和不動産㈱(社名変更) 取締役相談役
2019年 6月 同 相談役(現職)
2019年 6月 ㈱岡三証券グループ社外取締役(監査等委員)(現職)
2020年 6月 当社社外取締役
現在に至る
(現在当社社外取締役)

■ 重要な兼職の状況

(株)岡三証券グループ社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

事業会社において代表取締役社長として培った幅広い見識を有し、金融機関での経験をもとにした具体的な指摘や中長期的な視点で忌憚のない意見を述べるなど、適切に経営全般に対する監督を行うことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

やすだ ゆうこ
安田 結子

社外 独立役員



生年月日

▶ 1961年9月16日生

所有する当社株式の数

▶ 0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 日本アイ・ビー・エム㈱入社
1991年 9月 ブース・アレン・アンド・ハミルトン㈱入社
1993年 9月 ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インク入社
1996年 6月 同 マネージング・ディレクター
2003年 4月 同 日本支社代表
ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・インク
エグゼクティブ・コミッティーメンバー
2010年 4月 公益社団法人 経済同友会 幹事
2013年 4月 ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・インク
エグゼクティブ・コミッティーメンバー

2015年 6月 SCSK㈱ 社外取締役
2016年 6月 同 社外取締役監査等委員
2017年 3月 昭和シェル石油㈱ 社外取締役
2018年 6月 ㈱村田製作所 社外取締役(監査等委員)
2019年 4月 出光興産㈱ 社外取締役(現職)
2020年 6月 当社社外取締役
2020年 6月 ㈱村田製作所 社外取締役(現職)
2020年 7月 ㈱ボードアドバイザーズ入社
シニアパートナー(現職)
現在に至る
(現在当社社外取締役)

■ 重要な兼職の状況

(株)村田製作所社外取締役
出光興産㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

人事・経営コンサルタントとして、長年コンサルティング会社のマネージング・ディレクターを務めている経験に加え、他社における社外取締役として培った幅広い見識を有し、取締役会の実効性やダイバーシティなど多角的な視点から意見を述べるなど適切に経営全般に対する監督を行うことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

8

まつお と き お
松尾 時雄

新任 社外 独立役員



生年月日

▶ 1957年4月26日生

所有する当社株式の数

▶ 0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 旭硝子（現 AGC）㈱入社
2006年 1月 同 エンジニアリングセンター長
2010年 1月 同 執行役員 CSR室長 公益財団法人 旭硝子奨
学会常任理事

2016年 6月 日本カーバイド工業㈱ 代表取締役社長執行役員
2020年 6月 同 顧問（現職）
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

日本カーバイド工業㈱ 顧問

社外取締役候
補者とした理
由および期待
される役割

ガラスメーカーでのCSRやコンプライアンスの経験に加え、東証一部上場企業の化学メーカーにおいて代表取締役として培った幅広い知見を有することから、社会課題解決への取り組みや当社のCSR活動を深化させるための助言が有効と期待し、社外取締役候補者とした。

- (注) 1. 永井幹人氏および安田結子氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間で、当該取締役の当社に対する損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。
- 永井幹人氏および安田結子氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で上記責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、松尾時雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を補填することとしております。各候補者は再任又は選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社は社外役員の独立性を判断するために、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております。永井幹人氏および安田結子氏は、これらの基準を満たしており独立役員として東京証券取引所に届け出ております。両氏が取締役に再任され就任した場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、松尾時雄氏も東京証券取引所および当社の定める基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役小澤元秀氏及び伊豫田敏也氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査役候補者は次のとおりであります。
なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者
番号

1

やまもと まさひろ
山本 昌弘

新任 社外 独立役員



■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年 3月 プライスウォーターハウス公認会計士共同事務所 入所
1986年 3月 公認会計士登録
2000年 8月 中央青山監査法人 代表社員
2006年 9月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）代表社員

2019年 7月 公認会計士山本昌弘事務所 代表（現職）
2019年 9月 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 監事（現職）
2020年 3月 株式会社オプトホールディング（2020年7月1日より株式会社デジタルホールディングスに商号変更）の取締役（監査等委員）（現職）
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

公認会計士山本昌弘事務所 代表
公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 監事
株式会社デジタルホールディングス 取締役（監査等委員）

生年月日

▶ 1958年8月15日生

所有する当社株式の数

▶ 0株

社外監査役候補者
とした理由

公認会計士として大手監査法人の代表社員を務め、現在は事業会社の取締役（監査等委員）を務めるなど会計のエキスパートとして豊富な経験を有しています。また、公益社団法人の監事を務めており、実業界についても幅広い人脈と見識を有しています。同氏の経験と見識による助言が有効と期待し、社外監査役候補者となりました。



生年月日

▶ 1958年10月9日生

所有する当社株式の数

▶ 0株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1981年 4月 ㈱第一勧業銀行入行
2002年 4月 ㈱みずほコーポレート銀行経営企画部次長
2002年12月 同 企画グループ統括役員付コーポレートオフィ
サー兼管理部次長
2005年 4月 同 大阪営業第三部長
2008年 4月 同 執行役員営業第八部長
2011年 4月 同 常務執行役員営業担当役員
2012年 4月 ㈱みずほ銀行常務執行役員営業店副担当役員
2013年 4月 ㈱みずほフィナンシャルグループ常務執行役員企
画グループ長
㈱みずほ銀行常務執行役員企画グループ長
㈱みずほコーポレート銀行常務執行役員企画グル
ープ長

みずほ信託銀行㈱常務執行役員企画・財務・主計
グループ担当役員
みずほ証券㈱常務執行役員企画グループ担当役員
㈱みずほフィナンシャルグループ常務取締役企画
グループ長
2013年 6月 同 専務取締役内部監査部門長
2014年 4月 同 執行役専務内部監査部門長（2016年3月ま
で）
2014年 6月 同 顧問（2017年6月まで）
2016年 4月 みずほ総合研究所㈱代表取締役副社長
2017年 5月 同 顧問（2017年6月まで）
2017年 6月 日本通運㈱常勤監査役（現職）
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

日本通運㈱常勤監査役

社外監査役候補者
とした理由

東証一部上場企業の常勤監査役としての4年間の経験に加え、金融機関における営業、経営企画などの幅広い経験をもとにした助言が有効と期待し、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 山本昌弘氏および神吉正氏は、社外監査役候補者であります。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間で、当該監査役の当社に対する損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を補填することとしております。各候補者は選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社は社外役員の独立性を判断するために、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております。山本昌弘氏および神吉正氏は、これらの基準を満たしており、両氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。

(ご参考)

1. 取締役および監査役候補者の選任に関する方針・手続きについて

当社では、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会（代表取締役および社外取締役で構成）を置き、原則年2回、CEOを含む役員候補者の選解任、サクセッションプラン等につき審議し、取締役会に答申します。当該答申を受け、取締役会において、当社事業に精通し専門性を有すると同時に、会社経営全般に適切な意思決定ができるバランス感覚を有する人材を選任・指名し、社外取締役候補者については、上場会社などで培った幅広い経験や高い見識を当社経営に活かすことのできる人材を選任し、決定しています。

また、監査役候補者については、財務・会計に関する知見等、監査に必要となる専門性と幅広い分野についての豊富な知識を有する人材を選任し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しています。

2. 社外役員の独立性基準について

当社が定める「社外役員の独立性基準」は、当社ウェブサイトに掲載しております。

(https://www.nissui.co.jp/ir/management_policy/governance.html)

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、当社の取締役（海外居住者および社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）の中期経営計画への達成意欲を高めるとともに、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを企図して、2018年6月27日開催の第103期定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただき、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入しておりますが、本議案は、下記2. 変更後の本制度の内容に記載のとおり本制度を一部変更することについて、ご承認をお願いするものです。

今般、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により事業環境が不透明であることを踏まえ、新中期経営計画につきましては、2022年度以降を対象にすることを検討しております。かかる状況を踏まえまして、中期経営計画が策定できない2021年度につきましては、本制度による報酬支給を見送ることいたしました。

2022年度以降を対象にすることを検討しております新中期経営計画においても、高い水準の目標を設定し、取締役が企業価値向上に邁進することによりその目標を達成することが必須であると考えており、取締役における計画達成への積極的な取り組み意欲の醸成を図るべく、新中期経営計画の期間に合わせ、本制度を継続したいと存じます。つきましては、新中期経営計画の期間と、本制度に係る対象期間（下記2.（3）において定義します。）を一致させるべく、下記2. に記載のとおり、本制度を一部変更いたしたく存じます。なお、当社が信託に拠出することができる金額、および取締役に付与することができるポイント数につき、その水準は変更前後で実質的に同等です。

当社としては、上述の本制度の当初の目的および改定の目的に照らし、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知37頁〕をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

なお、本議案による一部変更後の本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

本議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名です。

また、本議案の内容は、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の答申を受け、決定しています。

なお、本議案をご承認いただきました後、従前より本制度の対象としております取締役を兼務しない執行役員につきましても、本制度と同様の制度変更を行う予定です。

2. 変更後の本制度の内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、本信託を通じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当

社株式等」といいます。)を給付する業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役(退任者を含みます。)に当社株式等を給付する時期は、原則として当社の各対象期間(下記(3)において定義します。)終了後の一定時期とします。

(2) 本制度の対象者

取締役(海外居住者および社外取締役を除きます。)

(3) 信託金額(報酬等の額)

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2022年度以降を対象にすることを検討しております新中期経営計画の対象となる取締役会が別途定める期間(最短2事業年度、最長4事業年度とします。以下、当該期間を「本対象期間」といいます。また、本対象期間、および本対象期間の経過後に開始する取締役会が都度あらかじめ定める期間(原則として中期経営計画の対象期間と連動し、最短2事業年度、最長4事業年度とします。)を、それぞれ「対象期間」といいます。)およびその後の各対象期間を対象として本制度を継続し、取締役(退任者を含みます。)への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として金銭を本信託に追加拠出いたします。当社が、各対象期間につき本信託に追加拠出することができる金額の上限は、当該対象期間にかかる事業年度の数に135百万円を乗じた額といたします。このため、一例として、今後、取締役会が本対象期間を4事業年度と定めた場合、540百万円が拠出額の上限となります。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役に付与した(付与後調整した場合、調整後の)ポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が完了であるものを除きます。)および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、上述の上限額から、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。)を控除した額をもって、当該対象期間に関し、当社が本信託に追加拠出することができる金銭の上限といたします。

なお、当社が本信託への金銭の拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注1) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の、取締役(退任者を含みます。)への当社株式等の給付を行うための必要資金のほか、執行役員への当社株式等の給付を行うための必要資金を合わせた金額となります。

(4) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出した資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、本対象期間につきましては、一例として、今後、取締役会が本対象期間を4事業年度と定めた場合、追加拠出後遅滞なく、1,350,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(注2) 上記の当社株式数の上限は、取締役(退任者を含みます。)への当社株式等の給付を行うための必要資金により取得する当社株式数の上限です。本信託が実際に取得する当社株式数は、上記(注1)のとおり執行役員への当社株式等の給付を行うために拠出する必要資金により取得する株式分を加算した数となります。

(5) 取締役に給付する当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントを一次的に付与します。取締役に對し事業年度毎に一次的に付与したポイントは、各対象期間終了後に、業績達成度に応じた係数を乗じることによって調整します。

当社が、各対象期間につき取締役に付与することができるポイント数（各対象期間終了後に調整した後のポイント数）の上限は、当該対象期間にかかる事業年度の数に337,500ポイントを乗じた数といたします。このため、本対象期間に関しては、一例として、今後、取締役会が本対象期間を4事業年度と定めた場合、1,350,000ポイントが上限となります。

なお、取締役に付与し、調整したポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算します（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行った場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与・調整済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役（退任者を含みます。）のポイント数は、原則として、当該取締役に各対象期間につき付与し、業績達成度に応じて調整したポイント数とします（以下、このようにして算出したポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(6) 当社株式等の給付

本信託は、所定の受益者確定手続を行うことにより受益者要件を満たした取締役（退任者を含みます。以下、本項において同じとします。）に、各対象期間の終了後、原則として上記（5）に記載のところに従って定める「確定ポイント数」に応じた数の当社株式を給付します。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、または自己都合事由により退任し指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会で非違行為があったと判定された場合にあっては、給付を受ける権利を取得できないことといたします。

(7) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社および当社従業員と利害関係のない公益団体等への寄付とします。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（8）により公益団体等に寄付する金銭を除いた残額を当社に給付します。

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、4月からの緊急事態宣言に伴う自粛により、上半期の経済活動は大きく落ち込みました。下半期に入り政府による各種経済対策の効果もあり企業収益や個人消費に改善傾向が見られたものの、年末からの感染再拡大による緊急事態宣言が再び発出されるなど、未だ感染収束時期が見通せず先行き不透明な状況が続いています。

世界経済(連結対象期間1－12月)につきましても、2月下旬から新型コロナウイルスの影響が徐々に顕在化し、3月には米国や欧州各国で非常事態宣言やロックダウンが実施されたことなどにより、企業収益や個人消費が急激に落ち込みました。4月下旬より規制が一部緩和され、経済活動は段階的に再開し改善傾向が見られましたが、10月頃から欧米において感染再拡大が見られるなど依然として厳しい状況が続いています。

当社および当社グループにおきましては、外出自粛により家庭内消費が増加したことで、家庭用食品の販売は国内・海外とも堅調に推移しました。一方、外食・観光需要は急減し水産品・業務用食品の販売が減少、需要減により水産市況が悪化したことに加え、コンビニエンスストア向け商品の売上にも影響しました。また、国内外の養殖事業においても販売価格下落に加え減産もあり厳しい事業環境となりました。

このような状況下で当連結会計年度の営業成績は、売上高は6,564億91百万円（前期比335億24百万円減）、営業利益は180億79百万円（前期比47億55百万円減）、経常利益は227億50百万円（前期比30億56百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は144億52百万円（前期比3億16百万円減）となりました。

当社および当社グループは、持続可能な水産資源から世界の人々を健康にすることを目指し、海洋環境への負荷を低減する養殖事業の拡大・技術革新に取り組んでいます。今後も養殖事業の高度化を進めるとともに、海外展開の加速、急速に拡大したリモートワークや健康意識の高まりなどライフスタイルの変化に対応した商品を提供してまいります。

新型コロナウイルスへの対応につきましては、「在宅勤務」「WEB会議」などを組合せ「3つの密」にならない働き方を継続するなど感染防止対策を徹底し、お取引先様や従業員の安全確保に努め、食品の生産・供給責任を果たしてまいります。

事業の概況は次のとおりであります。

①水産事業

水産事業につきましては、漁撈事業、養殖事業、加工・商事事業を営んでおります。

<当連結会計年度の概況>

水産事業では売上高は2,621億8百万円（前期比274億81百万円減）となり、営業利益は59億84百万円（前期比58億65百万円減）となりました。

漁撈事業：前期比で減収、減益

【日本】

- ・さば・いわしの漁獲は堅調に推移しましたが、ぶりなどの漁獲が低調だったことに加え、魚価も軟調に推移したことにより減収・減益となりました。

【南米】

- ・南だらの漁獲が低調だったことにより減収・減益となりました。

養殖事業：前期比で減収、減益

【日本】

- ・外出自粛により家庭内消費が増加し量販店向けの養殖魚の販売は増加しましたが、販売価格が下落したうえ、まぐろ養殖において台風による大量斃死が発生したため原価高となり減益となりました。

【南米】

- ・鮭鱒は販売価格の下落に加え、減産による販売数量減少があり減収・減益となりました。

加工・商事事業：前期比で減収、減益

【日本】

- ・鮭鱒・助子の販売数量減少に加え、鮭鱒・すりみ・ぶりの販売価格下落があり減収となりました。

【北米】

- ・すけそうだらのすりみやフィレの歩留まり低下、人件費などのコスト増があり減収・減益となりました。

【欧州】

- ・外食やクルーズ船向けの販売減が継続し減収・減益となりました。

②食品事業

食品事業につきましては、加工事業およびチルド事業を営んでおります。

<当連結会計年度の概況>

食品事業では売上高は3,300億37百万円（前期比72億7百万円減）となり、営業利益は140億

5百万円（前期比12億44百万円増）となりました。

加工事業：前期比で減収、増益

- ・国内・海外とも家庭用食品（冷凍食品・チルド商品）の販売が堅調に推移したため、苦戦する業務用食品をカバーし増益となりました。

チルド事業：前期比で減収、減益

- ・上半期は在宅勤務の増加や観光需要減少により人出が大きく減り、コンビニエンスストア向け商品の受注が減少しました。下半期はチルド弁当や調理麺の回復や経費削減効果などがありました。減収・減益となりました。

③ファイン事業

ファイン事業につきましては、医薬原料、機能性原料（注1）、機能性食品（注2）、および診断薬、検査薬などの生産・販売を行っております。

<当連結会計年度の概況>

ファイン事業では売上高は264億21百万円（前期比6億1百万円減）となり、営業利益は23億97百万円（前期比2億2百万円減）となりました。

【医薬原料、機能性原料、機能性食品】

- ・医薬原料の販売は減少しましたが、機能性原料および機能性食品の販売が堅調に推移したことにより増益となりました。

【診断薬、検査薬】

- ・診断薬機器等の販売は増加しましたが、原価率の高い商品構成となったことに加え、医薬品販売事業の売却もあり減収・減益となりました。

④物流事業

物流事業につきましては、冷蔵倉庫事業、配送事業、通関事業を営んでおります。

<当連結会計年度の概況>

物流事業では売上高は166億71百万円（前期比75百万円増）となり、営業利益は22億2百万円（前期比2億15百万円増）となりました。

- ・業務用顧客の荷動き低迷や在庫減少の傾向が続いているものの、大阪舞洲物流センター2号棟の新規稼働や経費削減効果もあり増益となりました。

（注1）サプリメントの原料や乳児用粉ミルク等に添加する素材として使用されるEPA・DHAなど。

（注2）主に通信販売している特定保健用食品「イマークS」やEPA・DHAなどのサプリメント。

事業別売上高・営業利益明細

区 分	第105期（2019年度）		第106期（2020年度）		前期比増減率	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
水産事業	289,589百万円	11,850百万円	262,108百万円	5,984百万円	△9.5%	△49.5%
食品事業	337,245	12,761	330,037	14,005	△2.1	9.7
ファイン事業	27,023	2,599	26,421	2,397	△2.2	△7.8
物流事業	16,596	1,986	16,671	2,202	0.5	10.9
計	670,454	29,198	635,239	24,590	△5.3	△15.8
その他	19,561	413	21,251	734	8.6	77.7
計	690,016	29,611	656,491	25,324	△4.9	△14.5
消去又は全社	－	△6,777	－	△7,245	－	－
合計	690,016	22,834	656,491	18,079	△4.9	△20.8

(注) 1. 「売上高」は外部顧客に対する売上高を記載しております。
2. 「消去又は全社」は、各セグメントに配賦不能の営業費用であります。

(2) 対処すべき課題

中長期的には、当社および当社グループを取り巻く経営環境は、気候変動による資源アクセス確保への影響や人口増加による食料供給不足のおそれがあり、環境負荷低減への積極的な取組み・持続可能な資源の確保が重要な経営課題と認識しています。また、新型コロナウイルスに代表される社会環境に甚大なインパクトを与える事象は、消費者の生活習慣や意識に大きな変化をもたらし、「食」に対する健康意識の高まりや「食」の持つ様々な機能への期待につながると考えております。

<経営の基本方針>

経営の基本方針「水産資源の持続的利用と地球環境の保全に配慮し、水産物をはじめとした資源から、多様な価値を創造し続け、世界の人々のいきいきとした生活と希望ある未来に貢献する。」を実現するため、2016年に「CSR行動宣言」を制定しました。この方針と宣言に基づき、独自の技術を活かし、持続可能な水産資源から世界の人々に健康をお届けしてまいります。

<中期経営計画「MVIP+(プラス)2020」の総括>

このような経営環境の中で、当社および当社グループは、中期経営計画「MVIP+(プラス)2020」(2018年度～2020年度)を掲げ、持続可能な水産資源から世界の人々を健康にすることを目指し、海洋環境への負荷を低減する養殖事業の拡大・技術革新など下記戦略を展開してまいりました。

【KPI】

	2018年度実績	2019年度実績	2020年度実績	中計当初目標
売上高	7,121億円	6,900億円	6,564億円	7,560億円
営業利益	216億円	228億円	180億円	290億円
経常利益	253億円	258億円	227億円	320億円
当期純利益	153億円	147億円	144億円	220億円
ROA	3.5%	3.3%	3.2%	4.5%
(参考)ROE	10.8%	9.9%	9.0%	12.0%

※中計当初目標は中期経営計画発表時の2020年度目標値

※算出に用いた為替レート：USD 110円 EUR 135円

※ROA = {「当期純利益」 + 「支払利息」 × (1 - 実効税率)} / {(前期末「資産合計」 + 当期末「資産合計」) ÷ 2}

【主要戦略の評価】

主要戦略	評価
①持続可能な水産資源の利用と調達の推進	調達した水産物の資源状況の実態調査を定期的に行い、「2030年までにニッスイグループの調達する水産物について持続性が確認されている」状態を目指しています。現在「2019年に調達した水産物」について、2020年に調査を実施しており、2021年に発表予定です。 持続的な漁業・養殖事業の実現に向け、水産エコラベル認証の取得を進めています。漁業ではメルルーサ、養殖では鮭鱒類(トラウト、ギンザケ、アトラン)とぶりで取得しており、今後も拡大する予定です。
②資源の最大活用と製品ロス最小化を目指し、動植物性残渣の削減や賞味期限延長などの検討	フードロス対応として賞味期限延長や動植物性残渣の削減などの検討を進めています。 商品の流過程での廃棄の抑制を図るため、2019年7月1日生産分より缶詰の賞味期限表示を「年月日」から「年月」に変更しました。また、ロングセラーのおさかなのソーセージの賞味期限を120日から150日に延長しました。
③水産資源などの素材がもつ機能を活かした、健康に寄与する医薬原料や食品の拡大	「タンパク質も選ぶ時代へ」として、質の良いタンパク質であるスケソウダラすりみにフォーカスした「速筋タンパク」を訴求した商品の開発、販売を進めています。

④ライフスタイルの変化に対応した事業への構造転換	グローバルでライフスタイルの多様な変化に対応する商品の拡大・強化を進めており、調理の手間を軽減できる「時短商品」や「キット商品」など中食市場への対応を強化し、即食・簡便で美味しい食品を提供しております。欧州では冷凍品に比べ短時間で簡便に調理可能でフレッシュ感のあるチルド品の需要が伸びており、今後も販路を拡大してまいります。 また、肥満や生活習慣病のリスク低減などの健康志向を背景とした、肉・魚を含まない食品の需要に対応したベジタル製品・代替肉製品の展開も進めております。今後は、欧州以外のエリアへの展開も検討してまいります。
⑤海外展開の加速	欧米・アジアにおいて生産拠点の拡大や出資、生産性改善投資を行いました。特に欧州ではフランス・イギリスにおいて水産物の調達・加工・販売機能を強化、ドイツ向けにチルド商品の販売もスタートしました。今後更に拡販に向けた生産機能の拡張を行っていく予定です。 医薬品原料となる高純度EPAの海外展開の準備を進めておりますが、アメリカへの輸出許可がコロナ禍の影響を受け進まなかったことにより実現に至りませんでした。実現に向けて注力してまいります。
⑥水産資源の持続可能性につながる研究開発の更なる強化	養殖事業の高度化・拡大に向けて、国内ではパナメイエビ・マサバの陸上養殖試験、岩手県大槌町においてサーモン養殖事業化試験を進めています。また、銀鮭では健康でより肉質の良い養殖魚を開発するため、親魚の育成、成長性改善を図るための選抜育種、発眼卵の生産を行う採卵センターを建設しました。 海外ではオセアニアのエビ養殖会社や欧州のサケ閉鎖循環式養殖事業への資本参加を行いました。 この他、沖合養殖の可能性模索、大型生簀の技術開発、AI・IoTを活用したより先進的な養殖生産技術を追求していきます。

⑦働き方改革や健康増進支援策などを通じた健康経営の推進	「健康経営銘柄」に2019年から3年連続で選定されました。事業の柱である魚やEPAに着目した従業員の健康づくりと休暇取得や労働時間の適正化の推進が評価されています。2021年には「30% Club Japan(サーティパーセントクラブ・ジャパン)」に加盟しました。ダイバーシティへの取り組みも本格化させていきます。
⑧コーポレート・ガバナンスの強化	取締役会は3分の1を社外取締役とし、女性取締役も1名登用しました。役員報酬については、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、中長期の業績に連動する株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」も導入しました。 また、取締役会の実効性向上と意思決定の迅速化を図るため、社内規程の改定等を実施しました。併せて、グループ・ガバナンスの体制強化を意図し、グループ各社の規程の改定・整備を実施、モニタリング強化のための体制の構築にも着手しました。

事業を通じ社会課題への取組みを強化するなど企業価値向上に努めてまいりましたが、中期経営計画最終年度である2020年度は新型コロナウイルスの影響もあり、売上高・各段階利益とも目標未達となりました。

この3年間の取組みは一定の成果を上げていますが、更なる企業価値向上に向けた取組みが必要と認識しております。

【投資・財務戦略の評価】

中期経営計画「MVIP+(プラス)2020」では株主還元について、長期的・総合的視野に立った成長投資とリスク対応力向上のバランスに配慮しつつ、配当性向を15%～20%にすることを目標に掲げており、自己資本は当中計期間の期首より318億円増の1,695億円、自己資本比率も28.6%から35.7%に改善しました。配当性向は20.5%となり目標を達成することができました。

設備投資は3年間で約900億円（うちM&A他で約100億円）を見込んでいました。海外の養殖会社への資本参加や日本での陸上養殖施設や採卵センターの建設。欧米・アジアの食品工場への投資、関西地区の物流施設の増設など、876億円の設備投資を実施しました。

＜2021年度の取組み＞

新型コロナウイルスの収束が見通せず先行き不透明で、成長戦略のKEYである海外展開のための調査が難しいなど制限が続く状況ですが、2021年度は中長期ビジョン、ビジョン実現のための戦略をしっかりと議論するとともに、2022年度からの次期中期経営計画につなげる年として体質強化に取り組めます。

体質強化は「弱点を克服するとともに強みを伸ばし再成長のための基盤固め」と位置づけ、国内養殖事業・チルド事業の早急な立て直しに加え、外出自粛や在宅勤務の増加などによるライフスタイルやニーズの変化に対応した、美味しく健康に寄与する商品をグローバルに拡大・強化してまいります。具体的には欧米での生産機能の拡張、昨年稼働した新工場を軸としたアジアへの販路拡大など海外展開をさらに進めてまいります。また、医薬品原料の海外展開の早期実現、AI・IoTなどのデジタル技術を活用した養殖事業の高度化や生産性改善に取り組んでまいります。

更に、各事業の垣根を越えた商品開発や新規事業、Eコマースなど新たな取組みを進めるとともに、これらの新しいアイデアを実現できる多様な人財が働きやすい環境作りを進めてまいります。

課題である国内養殖事業については、まぐろは人工種苗の縮小・畜養の拡大、銀鮭の育種などによる生産性向上、かんぱちは人工種苗の導入・飼料改善などコスト削減を急ぎ収益改善を図ります。チルド事業については売上減少に対応した人員調整など事業体制を見直すとともに、新規カテゴリーへの参入を図ります。

当社は、次の3つの重要課題（マテリアリティ）を定め、事業を通じて社会課題解決に取り組んでいます。

「豊かな海を守り、持続可能な水産資源の利用と調達を推進する」
「安全・安心で健康的な生活に貢献する」
「社会課題に取り組む多様な人材が活躍できる企業を目指す」

2021年度は具体的な目標を明示し事業への落とし込みを更に進めてまいります。

重点取組みテーマ	取組み内容
持続可能な水産事業の構築に向けた取組み	・水産資源の持続性を考慮した事業構築、調達 ・水産物のトレーサビリティ確保の方法検討
CO2排出量削減に向けた取組み	・CO2排出量削減に向けた具体的目標設定 ・気候変動のリスクと機会抽出・情報開示

バリューチェーン全体の人権尊重に向けた取組み	・人権尊重を推進する体制の構築、従業員の理解促進と意識向上 ・人権デューデリジェンスの実施
ダイバーシティ推進に向けた取組み	・女性活躍推進の具体的な目標設定

世界経済の正常化には時間を要すると考えられるため、リスクを一定程度織り込み2021年度の業績予想を下記のとおりとしています。なお「収益認識に関する会計基準」等を適用したことによる新基準と旧基準の差は主として売上高に見られ、2020年度売上高への影響は△416億円となります。減少要因は販売費及び一般管理費としていたリベート等の顧客に支払う対価を売上高から控除したことなどによります。

なお、新たな株主還元の方針につきましては、次期中期経営計画と合わせ検討しており、2021年度は前中期経営計画で掲げた配当性向15%～20%を継続いたします。

2021年度計画

	2020年度実績 (新基準)	2021年度計画 (新基準)	増減
売上高	6,148億円	6,420億円	271億円
営業利益	179億円	200億円	20億円
経常利益	226億円	230億円	3億円
当期純利益	143億円	150億円	6億円

(注) 2021年度の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。

上記の2021年度計画及び2020年度実績は当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額226億13百万円を実施しました。

(4) 資金調達の状況

当社は、事業活動を円滑に行うため、コストを抑えた安定資金の調達を目指し、直接金融を含めた多様な手段の中から最適な資金調達方法を選択しています。

間接金融については、スワップ等を利用した長期固定資金と変動の短期資金のバランスを概ね1:1

を基本に、経済情勢等に応じ長期固定資金の比率を上げるなど、機動的に対応することで金利変動リスクを低減し安定資金を確保しています。調達通貨は円・米ドル・ユーロを基本に各国の事業規模に応じた調達とすることで為替リスクを軽減しています。また、当連結会計年度において新たに複数の金融機関とコミットメントラインを設定し、経済環境の急激な変化による資金調達難等の流動性リスクに備えております。

資金の効率性の側面では、国内はキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を活用、海外は各国の税制等を考慮のうえ、海外グループ間の資金融通等を本社で一元管理しています。なお、北米は日本同様、統括会社でCMSを導入し北米における資金を管理しています。

当連結会計年度中において、コミットメントラインの設定に伴い新型コロナウイルス対策として確保していた現金及び預金を取り崩したこと、仕入債務の増加等による運転資本の減少などにより、借入金 は前期比404億31百万円減少しました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第103期 (2017年度)	第104期 (2018年度)	第105期 (2019年度)	第106期 (2020年度)
売上高 (百万円)	677,293	712,111	690,016	656,491
営業利益 (百万円)	23,240	21,685	22,834	18,079
経常利益 (百万円)	24,583	25,358	25,807	22,750
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	17,234	15,379	14,768	14,452
1株当たり当期純利益 (円)	55.33	49.41	47.47	46.45
総資産 (百万円)	482,233	477,913	491,533	475,415
純資産 (百万円)	157,106	166,158	172,300	187,926

- (注) 1. 第103期の数値は、会計方針の変更（在外子会社等の収益及び費用の換算方法の変更）を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数にもとづき算出しております。
なお、上記の発行済株式数については自己株式を控除しております。
3. 第104期より「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式は期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第104期の期首から適用しており、第103期の総資産については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値となっております。

(6) 主要な拠点および重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

①当社

本社：東京都港区西新橋一丁目3番1号

営業所：本社ほか5拠点

工場：八王子総合工場ほか6拠点

研究・開発：東京イノベーションセンターほか2拠点

②子会社

会 社 名	本社所在地	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
日水製薬株式会社	東京都台東区	4,449百万円	56.0(1.9) %	医薬品の製造・販売
黒瀬水産株式会社	宮城県串間市	498百万円	100.0	養殖業／水産品の加工・販売
西南水産株式会社	鹿児島県大島郡	150百万円	100.0	養殖業／水産品の販売
金子産業株式会社	長崎県長崎市	90百万円	100.0	養殖業／水産品・食品の 製造・販売／冷蔵倉庫業

事業報告

会 社 名	本社所在地	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
弓ヶ浜水産株式会社	鳥取県境港市	125百万円	100.0 %	養殖業／水産品・食品の製造・販売
共和水産株式会社	鳥取県境港市	95百万円	93.0	漁業
ファームチョイス株式会社	佐賀県伊万里市	50百万円	100.0	養魚用飼料の生産・販売／養殖魚の買付
株式会社ハチカン	青森県八戸市	100百万円	50.0	食 品 の 製 造 ・ 販 売
デルマール株式会社	東京都中央区	200百万円	100.0	食 品 の 製 造 ・ 販 売
日本クッカーリー株式会社	東京都品川区	1,450百万円	100.0	食 品 の 製 造 ・ 販 売
日水物流株式会社	東京都港区	2,000百万円	100.0	冷蔵倉庫業／貨物運送取扱業
ニッスイ・エンジニアリング株式会社	東京都港区	100百万円	100.0	建設設計業／生産技術コンサルティング業
NIPPON SUISAN AMERICA LATINA S.A.	チリ	169,513千米ドル	100.0	投資・管理・輸出入
SALMONES ANTARTICA S.A.	チリ	86,071千米ドル	100.0(100.0)	養殖業
EMDEPES (*)	チリ	165,561千米ドル	100.0(100.0)	トロール漁業
NORDIC SEAFOOD A/S	デンマーク	1,650千デンマーク クローネ	100.0(100.0)	水産品買付・輸入販売
UNISEA, INC.	米国	3,505千米ドル	100.0	水産品買付・加工販売
NIPPON SUISAN(U.S.A.),INC.	米国	23,281千米ドル	100.0	水産品買付・輸出販売
F.W.BRYCE, INC.	米国	(14,854千米ドル)	100.0(100.0)	水産品買付・輸入販売
KING & PRINCE SEAFOOD CORP.	米国	0.01米ドル	100.0(100.0)	冷凍食品の製造・販売
GORTON'S INC.	米国	10米ドル	100.0(100.0)	冷凍食品の製造・販売
CITE MARINE S.A.S.	フランス	1,775千ユーロ	100.0(100.0)	食 品 の 製 造 ・ 販 売

(注) 1. 主な連結子会社を表示いたしております。

2. 資本金に該当する金額が無い子会社については、資本金に準ずる金額として資本準備金（またはそれに準ずる金額）を資本金欄において（ ）内に表示いたしております。

3. 議決権比率の（ ）内は間接所有割合で内数であります。

(*) EMDEPESはEMPRESA DE DESARROLLO PESQUERO DE CHILE S.A.の略称です。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事 業 区 分	主要な事業内容
水 産 事 業	漁撈事業、養殖事業、加工・商事事業
食 品 事 業	加工事業およびチルド事業
ファイン事業	医薬原料、機能性原料、機能性食品、および診断薬、医薬品の生産・販売
物 流 事 業	冷蔵倉庫事業、配送事業、通関事業
そ の 他 事 業	船舶の建造・修繕、運航、エンジニアリング等

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)**①企業集団の従業員数**

事業の種類	従業員数 (名)
水産事業	3,526 [2,559]
食品事業	3,863 [5,460]
ファイン事業	456 [123]
物流事業	628 [115]
その他	704 [140]
全社 (共通)	254 [40]
合 計	9,431 [8,437]

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
1,247名	(14名増)	42.69歳	16.87年

(注) 上記のほか、臨時従業員1,237 名 (期中平均人員数) がおります。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	20,930百万円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	15,400
海 外 漁 業 協 力 財 団	15,125
農 林 中 央 金 庫	13,500
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	11,850
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	10,200

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるデルマール株式会社を吸収合併することを決議し、同日付けで合併契約を締結いたしました。当該契約に基づき、当社は、2021年7月1日付けでデルマール株式会社を吸収合併いたします。

2. 会社の現況 (2021年3月31日現在)

(1) 株式の状況

①発行可能株式総数	1,000,000,000株
②発行済株式の総数	312,430,277株
③株 主 数	94,540名 (前期末比25,217名増加)
④所有者別状況	

区 分	株式の状況						計
	金融機関	証券会社	その他の 国内法人	外国法人等		個 人 その他	
				個人以外	個 人		
株 主 数 (名)	65	66	435	280	163	93,531	94,540
所有割合 (%)	39.9	2.2	10.2	23.4	0.0	24.3	100.0

⑤大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	43,556千株	14.0%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	30,611	9.8
株式会社みずほ銀行	10,650	3.4
持田製薬株式会社	8,000	2.6
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	4,668	1.5
中央魚類株式会社	4,140	1.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	3,866	1.2
スタンダードチャータードホンコン リヒテンシユタイン ランデスバンク アーゲー	3,780	1.2
ジェーピーモルガンチェースバンク 385781	3,534	1.1
ジ ユ ニ パ ー	3,511	1.1

※持株比率は自己株式 (832,509株) を除いて算出しております。なお、自己株式には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式330,500株は含めていません。

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
的 埜 明 世	代表取締役社長執行役員（最高経営責任者（CEO））	中央魚類株式会社社外取締役
浜 田 晋 吾	代表取締役専務執行役員（最高執行責任者（COO））	
関 口 洋 一	取締役常務執行役員（ファインケミカル事業執行）	日水製菓株式会社取締役 TN FINE CHEMICALS CO.LTD.取締役会長
山 本 晋 也	取締役常務執行役員（最高財務責任者（CFO）、経営管理部門管掌）	
高 橋 誠 治	取締役常務執行役員（水産事業執行）	中部水産株式会社社外監査役
* 梅 田 浩 二	取締役執行役員（食品事業執行、生産部門管掌）	
大 木 一 夫	取 締 役	
* 永 井 幹 人	取 締 役	株式会社岡三証券グループ社外取締役（監査等委員）
* 安 田 結 子	取 締 役	株式会社村田製作所社外取締役（監査等委員）、同社社外取締役 出光興産株式会社社外取締役
濱 野 博 之	監 査 役（常 勤）	
広 瀬 史 乃	監 査 役	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー 株式会社ジョイフル本田社外監査役
小 澤 元 秀	監 査 役	三井倉庫ホールディングス株式会社社外監査役
伊豫田 敏 也	監 査 役	神島化学工業株式会社社外監査役

(注) 1. *印は、2020年6月25日開催の第105期定時株主総会において新たに選任され、就任した取締役です。

2. 取締役 大木一夫、永井幹人、安田結子は、社外取締役です。

3. 監査役 広瀬史乃、小澤元秀、伊豫田敏也は、社外監査役です。

4. 監査役 濱野博之は、NIPPON SUISAN(U.S.A),INC.取締役副社長および当社経営企画IR部・経理部担当の執行役員の経験を持ち、企業活動全般について、適正性を判断するうえで相当程度の知見を有しています。

5. 取締役 大木一夫は、電気通信事業会社など長年にわたり代表取締役の経験を持ち、企業経営全般に関する相当程度の知見を有しています。

6. 取締役 永井幹人は、金融機関での長年の経験に加え、事業会社において代表取締役と上場会社における社外取締役として培った幅広い見識を有しています。

7. 取締役 安田結子は、人事・経営コンサルタントとして長年コンサルティング会社のマネージング・ディレクターを

務めている経験に加え、上場会社における社外取締役として培った幅広い見識を有しています。

8. 監査役 広瀬史乃は、弁護士として企業法務に精通しているうえ、上場会社の社外監査役を務めており、企業活動全般の適正性を判断する専門的知見を有しています。
9. 監査役 小澤元秀は、公認会計士として財務及び会計に精通しているうえ、上場会社を含む社外監査役等を務めた経験を持っており、企業活動全般の適正性を判断する専門的知見を有しています。
10. 監査役 伊豫田敏也は上場金融機関の常勤監査役を含め監査役として6年間もの経験を持ち、監査に関する相当程度の知見を有しています。
11. 重要な兼職の就退任について
社外取締役 安田結子は、2020年6月に株式会社村田製作所社外取締役（監査等委員）を退任し、同月同社社外取締役に就任しております。
12. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②取締役および監査役の報酬等

ア. 取締役および監査役の個人別の報酬等

1) 基本方針

- (1)当社の「経営の基本方針」の実現を後押しする制度とする。
- (2)中長期の経営戦略を反映した制度とし、その実現のため、短期的な志向への偏重を抑制した、中長期的な企業価値向上を動機づける設計とする。
- (3)優秀な人材の維持・確保に有効なものとする。
- (4)株主や従業員をはじめとする、ステークホルダーに対する説明責任の観点から、透明性・公正性と合理性を備えた設計とするとともに、適切な決定プロセスを確保する。
- (5)役位ごとの役割や責任および成果に相応しい報酬体系とする。

2) 取締役および監査役の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬等の決定方針は、独立社外取締役を委員長とし社外取締役3名および代表取締役2名で構成する任意の報酬委員会（委員長：大木一夫）で、会社のステージに見合った報酬とするべくベンチマーク集団との比較検証を踏まえ①報酬の基本方針②報酬制度③報酬水準④報酬項目の構成比率等を審議のうえ、取締役会で決定しています。

取締役の各報酬の個人別支給額は、当該制度運用の客観性および透明性の観点から、取締役会からの委任を受けた報酬委員会が決定します。

監査役の個人別の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により基本報酬（固定報酬）を決定します。

3) 取締役および監査役の報酬体系と算定方法および決定プロセス

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式報酬」の3つの要素で構成しています。社外取締役及び監査役については、基本報酬のみとしています。

取締役の基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の割合は、業績目標を100%達成した場合に概ね65:30:5を目安とするよう設定しています。なお、報酬割合は、株式報酬を1年あたりの報酬に換算した場合です。

取締役および監査役の退職慰労金制度は、2007年6月27日開催の第92期定時株主総会の日をもって廃止しています。

役員区分	報酬の種類	内 容	支給時期
取締役の報酬	①基本報酬	役位に応じて定めた固定報酬	毎月
	②業績連動報酬 *社外取締役は対象外	当該事業年度の配当総額または連結経常利益を基に支給総額を定め、役位に応じて配分し支給する報酬	年2回（12月・6月）に分けて支給
	③株式報酬 （非金銭報酬） *社外取締役は対象外	中期経営計画の達成度に応じ報酬総額を定め、個人別の評価に応じ当社株式を給付する報酬	中期経営計画 最終事業年度 終了後の一定時期に一括給付
監査役の報酬	基本報酬のみ	固定報酬	毎月

<基本報酬>

基本報酬は代表対価、監督対価、執行対価の3要素で構成し、執行対価は役位に応じ設定します。

<業績連動報酬>

業績連動報酬は、単年度の事業から生み出した付加価値の配分ととらえ、取締役（社外取締役を除く）に支給する報酬です。

業績評価指標である「連結経常利益」と株主視点を意識した「配当総額」を指標とし、「連結経常利益」の1%もしくは「配当総額」の10%いずれか少ない方を支給総額とし役位に応じ配分します。業績連動報酬の支給総額および役位別の配分率は報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定します。

＜株式報酬＞

非金銭報酬である株式報酬は、役員報酬と業績・株式価値との連動性を明確化し、中長期的な業績の向上と企業価値向上への意識を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し2018年度に導入した業績連動型の制度で、株式給付信託の仕組みを採用しています。

中期経営計画期間である3事業年度を対象期間とし必要資金を信託に拠出のうえ、当社株式を取得します。取締役には、役位に応じて定まるポイントを以下のとおり業績達成度に応じて調整し、原則として1ポイント1株として付与します。

業績の評価指標は中期経営計画で設定した「ROA」と「連結経常利益」としており、0%～150%の範囲で達成率を定め、これに個人別評価を反映し個人毎の給付株式数を算定します。達成率および個人別評価は報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定します。

※達成率のイメージ

KPI\判定ランク		連結経常利益				
		S	A	B	C	D
ROA	S	150%				0%
	A					0%
	B					0%
	C					0%
	D	0%	0%	0%	0%	0%

イ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議日	決議時点の役員の員数 (支給対象)
取締役	①基本報酬	年額10億円以内	2009年6月25日	7名（うち社外取締役2名）
	②業績連動報酬 *社外取締役は対象外			5名
	③株式報酬 (非金銭報酬) *社外取締役は対象外	4億5百万円 (3年合計)以内	2018年6月27日	6名
監査役	基本報酬のみ	年額2億円以内	2007年6月27日	4名（うち社外監査役3名）

ウ. 当該事業年度にかかる取締役の報酬等の決定手続き

当該事業年度にかかる取締役の報酬等は、当該事業年度の業績および中期経営計画の進捗状況等を踏まえ報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定しています。また、個人別支給額は、当該制度運用の客観性および透明性の観点から、取締役会からの委任を受けた、独立社外取締役を委員長とした報酬委員会が決定しています。

なお、報酬委員会委員の氏名、地位および担当、ならびに当該事業年度の報酬委員会の活動状況は以下のとおりで、すべての委員会に委員全員が出席しました。

<報酬委員会委員の氏名、地位および担当>

	氏 名	地位および担当
委員長	大木 一夫	社外取締役
委員	永井 幹人	社外取締役
委員	安田 結子	社外取締役
委員	的埜 明世	代表取締役社長執行役員（最高経営責任者（CEO））
委員	浜田 晋吾	代表取締役専務執行役員（最高執行責任者（COO））

＜当該事業年度の報酬委員会の活動状況＞

	開催日	審議の概要
第1回	2020年 4月21日	・ 2019年度業績連動報酬支給総額、配分率 ・ 現行役員報酬制度の妥当性
第2回	2020年 6月 9日	・ 基本報酬の役位別テーブル ・ 当該事業年度業績連動報酬支給方針
第3回	2020年 9月14日	・ 役員報酬制度の妥当性
第4回	2020年11月25日	・ 役員報酬制度の妥当性(前回からの継続)
第5回	2020年12月23日	・ 次年度以降の業績連動報酬（個別評価） ・ 2021年度株式報酬の取り扱い
第6回	2021年 2月24日	・ 次年度以降の業績連動報酬（前回からの継続） ・ 株式報酬における個別評価方法
第7回	2021年 3月16日	・ 報酬別割合の決定に関する方針および個人別支給額の決定方法

当該事業年度の業績連動報酬に関し、その算定の指標となる「連結経常利益」は、1.(5)財産および損益の状況の推移に、また「配当総額」算出基礎となる1株あたりの年間配当金は、2.(6)剰余金の配当等の決定に関する方針に記載の通りです。業績連動報酬支給総額および役位別配分率は、2021年5月18日に実施した報酬委員会で審議のうえ、同年5月20日に実施した取締役会で決定し、個人別支給額は取締役会からの委任を受けた報酬委員会が同日に決定しています。

また、株式報酬に関しては、その達成率の指標となる中期経営計画の最終年度である当該事業年度の「ROA」は1.(2)対処すべき課題に、「連結経常利益」は1.(5)財産および損益の状況の推移に記載の通りです。株式報酬の達成率および個人評価は同年5月18日に実施した報酬委員会で審議のうえ、同年5月20日に実施した取締役会で決定しています。個人別給付株式数は、権利確定日が同年6月25日（定時株主総会日）であることを前提として、取締役会からの委任を受けた報酬委員会が同年5月20日に決定しています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会が審議のうえ取締役会が決定しております。当該事業年度の個人別支給額は、取締役会の委任を受けた委員会が当該方針に基づき決定していることから、取締役会は、その内容が当該方針に沿ったものであり妥当であると判断しております。

エ. 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 人員の役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役(社外取締役を除く)	324	213	86(注1)	24(注2)	6 (株式報酬:7) (注3)
監査役(社外監査役を除く)	26	26	—	—	1
社外取締役(注4)	33	33	—	—	4
社外監査役	38	38	—	—	3

- (注) 1.取締役の業績連動報酬には、2021年6月支給見込額を含んでおります。
2.株式報酬は、2018～2020年度の中計達成度を50%とした見込額で、2021年7月に給付を予定しています。
2018年度、2019年度は達成度を100%とし13百万円、15百万円をそれぞれ引当金として計上していました。当年度は、過去2年間の引当額14百万円を取り崩すともに、当年度分50%に相当する額10百万円を計上しています。
3.株式報酬の支給対象員数には、2019年6月26日付で退任した取締役1名を含んでいます。
4.社外取締役報酬には、2020年6月25日付で退任した取締役1名を含んでいます。

③社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況
大木 一夫	社外取締役	
永井 幹人	社外取締役	株式会社岡三証券グループ社外取締役(監査等委員)
安田 結子	社外取締役	株式会社村田製作所社外取締役(監査等委員)、同社社外取締役 出光興産株式会社社外取締役
広瀬 史乃	社外監査役	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー 株式会社ジョイフル本田社外監査役
小澤 元秀	社外監査役	三井倉庫ホールディングス株式会社社外監査役
伊豫田 敏也	社外監査役	神島化学工業株式会社社外監査役

- (注) 1.上記の兼職先と当社との間には重要な資本関係・取引関係はありません。
2.社外取締役 安田結子は、2020年6月に株式会社村田製作所社外取締役(監査等委員)を退任し、同月同社社外取締役に就任しております。

イ. 当事業年度における主な活動内容

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	指名報酬 委員会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動内容
社外取締役	大木 一夫	19回/19回	(指名) 7回/7回 (報酬) 7回/7回	—	経営者としての豊富な知見に基づき、取締役会において大局的な見地から経営判断を行うとともに適切な監督を行っています。また、指名委員会・報酬委員会の委員長として、役員の選任や報酬に関する事項等に関し公正で透明な委員会運営を主導しています。
	永井 幹人 (注1)	16回/16回	(指名) 6回/6回 (報酬) 5回/5回	—	事業会社において代表取締役を務めるなど経営者としての豊富な経験を活かし、取締役会において大局的な見地から経営判断を行うとともに適切な監督を行っています。また指名委員会・報酬委員会では役員の選任や報酬制度について経営経験に基づく適切な助言を行っております。
	安田 結子 (注2)	15回/16回	(指名) 6回/6回 (報酬) 5回/5回	—	コーポレートガバナンスの分野における知見や上場会社における社外取締役の豊富な経験に基づき、取締役会において大局的な見地から経営判断を行うとともに適切な監督を行っています。また指名委員会・報酬委員会では役員の選任や報酬制度について専門的かつ具体的な発言を行っております。
社外監査役	広瀬 史乃	19回/19回	—	23回/23回	弁護士として企業法務およびコンプライアンス問題に精通しており、法律問題に関する専門知識と経験に基づき、取締役会や監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、独立した客観的な立場で適宜発言を行っております。
	小澤 元秀	19回/19回	—	23回/23回	公認会計士として財務および会計に関する専門的な知識を有しており、会計のエキスパートとしての豊富な経験や知見を活かし、独立した客観的な立場で適宜発言を行っております。
	伊豫田敏也	19回/19回	—	22回/23回	上場会社における常勤監査役としての経営に関する豊富な経験と幅広い知識の観点から独立した客観的な立場で経営全般の実質的かつ適切な監督を促す発言を行っております。

(注1) 社外取締役 永井幹人および(注2) 社外取締役 安田結子の両氏は2020年6月25日より社外取締役に就任しております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定により、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人、重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております（ただし、独自に役員等賠償責任保険契約を締結している当社子会社については除きます）。

当該保険契約により、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金及び訴訟費用等の損害（ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為や犯罪行為に起因する場合等、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を填補することとしております。

当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(3) 会計監査人の状況

①名 称 EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	監査業務にもとづく報酬	非監査業務にもとづく報酬
当社の当期に係る報酬額	80百万円	-百万円
子会社の当期に係る報酬額	52百万円	-百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	132百万円	-百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記「監査業務にもとづく報酬」の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 非監査業務とは、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務のことを指し、当期は発生しておりません。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。
4. 上記のほか、当社の海外子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するERNST & YOUNGに対して監査報酬並びに税務等関係業務の報酬として総額482百万円を支払っております。

③継続監査期

69年間

④業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数

宮川 朋弘（継続監査年数 1 年）

腰原 茂弘（継続監査年数 4 年）

小宮 正俊（継続監査年数 2 年）

⑤会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、監査項目別監査期間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査期間および報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑥会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、監査役全員の合意によって会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、独立性等の観点からその職務を適切に遂行することが困難であると判断する場合、或いは監査品質をより高めるために会計監査人の変更が適切であると判断する場合、その他必要があると判断する場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針として取締役会で決議した事項の概要は、次のとおりです。

①取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

経営に携わる者は、当社の経営理念に基づき制定された、CSR行動宣言・倫理憲章・品質保証憲章・環境憲章を率先垂範するとともに、従業員に対して周知徹底する。

社外弁護士が参加する倫理部会は、当社グループを対象とするコンプライアンス徹底の企画・運営やコンプライアンスに関する業務上の諸課題への最終判断などを行うとともに、監査役にも同時に連絡が入る体制を敷いた内部通報制度を維持・管理し、担当役員がその活動内容を取締役会に報告する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、社内に専任組織を設置し、全社的な内部統制の状況を把握するとともに、重要な業務プロセスなどを文書化し、評価・改善する取り組みを連結ベースで行う体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報管理体制）

株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、取締役・執行役員を委員長とする各種委員会の議事録および稟議書・実施報告書等については、法令および社内諸規程に基づき適切な保存・管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

各事業部門の責任者は、担当業務に関する適切なリスクマネジメントを実行し、代表取締役社長執行役員直轄の組織であるリスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント規程に基づいて当社グループのリスクマネジメントシステムの構築とその維持・向上に努める。

コンプライアンス、環境、品質等の重要性の高いリスクについては、それぞれの担当組織を設置し、当社グループとしてのリスクマネジメントの実効性を高めるための施策を実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的な職務執行体制）

取締役会は、原則として毎月1回以上開催され、重要事項の決定、中長期経営戦略・各年度予算の決議、取締役・執行役員の業務執行状況の監督を行う。また、執行役員を構成員とする執行役員会を原則として毎月1回以上開催し、主要な業務執行につき意思決定を行う。

業務執行については、代表取締役社長執行役員が当社グループを統治し、各取締役・執行役員は管掌・担当する部門等の執行責任を負う。

⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社が制定した子会社ガバナンス規程の遵守を求め、また、グループ会社ごとに執行役員を管理責任役員として指定し、各社取締役会への役員派遣などを通じて、当社グループのガバナンスを行うとともに、グループ各社の代表者が参加するグループ経営会議等を定期的に開催し、業務執行に関する重要事項の指示徹底と協議を行う。

代表取締役社長執行役員直轄の組織である内部監査部門は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、その概要を定期的に取締役会へ報告する。

⑥反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除することとし、「倫理憲章」や「倫理行動基準」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底している。また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を整備している。

⑦監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会における審議、決議、報告の内容を検証し、必要に応じて取締役・執行役員から業務執行状況を聴取し、確認する体制を構築する。

内部監査部門は、当社グループの業務監査結果を監査役に報告し、監査役の求めに応じて、内部監査部門、秘書課およびその他の部署の使用人は、取締役等の指示命令を受けない立場で監査役の職務を補助する。

当社グループの役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実等があるときは、直ちに自らまたは指揮命令上の所定の部門を通じて監査役に報告を行うか、監査役へも同時に連絡される当社の内部通報窓口に通報するものとし、報告をした当社グループの役職員に対して、不利益な取扱いを禁止する。

監査役がその職務の執行について費用等を請求したときは、秘書課において役員に関する規定に基づき、速やかに当該費用等を処理する。

当社の「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制

社外弁護士が参加する倫理部会を定期的に開催し、内部通報制度の運営（社内と社外に窓口を設置）、従業員や取引先に対するコンプライアンスアンケートの実施等により、コンプライアンス課題の早期発見・是正・再発防止策を講じ、その活動内容を取締役会に報告しています。また、コンプライアンス教育や倫理憲章の読み合わせを継続して実施し、コンプライアンス意識の向上を図っています。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、社内に設置の専任組織が、「内部統制評価方針」に基づき当社グループにおける内部統制の有効性を評価し、その結果を取締役会に報告しております。

②情報管理体制

取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る各書類については、法令および社内規程に従って適切に保存・管理しております。

③リスクマネジメント体制

「リスクマネジメント規程」を定め、リスクマネジメント委員会が主体となり、当社グループのリスクを特定して当社およびグループ会社の対応について評価し、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。

④効率的な職務執行体制

取締役会規程に基づき、取締役会を当期は19回開催しました。また、執行役員会規程に基づき、執行役員会を当期は24回開催しました。

取締役会では、重要事項の意思決定を行うとともに、中長期経営戦略を策定した上で、定期的に職務の執行状況の報告を受け、その妥当性等の監督を行っています。

⑤グループ会社管理体制

当社が制定した子会社ガバナンス規程に基づき、グループ会社の重要事項について、当社での取締役会決議および執行役員会決議を行うとともに、報告事項については報告を受けております。

グループ各社ごとに執行役員を管理責任役員として指定し、当社の役員または従業員をグループ会社の取締役または監査役として派遣し、グループ会社の業務の適正の確保を図っております。また、国内外グループ経営会議を当期は計2回開催し、業務執行に関する重要事項の報告と協議を行うと共に、必要に応じ個々のグループ会社の経営と意見交換を実施しております。

当社の内部監査部門は、年度計画に基づき当社およびグループ会社の内部監査を実施し、監査結果を当社の代表取締役、取締役、監査役等に報告するとともに、その概要を定期的に取締役会へ報告しています。

⑥監査役の監査の実効性を確保する体制

当期は監査役会を23回開催し、以下の方法による各監査役の監査を通じて、当社およびグループ会社の内部統制の整備・運用状況の確認を含め、取締役の職務の執行に関する監査の実効性を確保しております。

- ア. 取締役会・執行役員会等の重要な会議への出席
- イ. 代表取締役、取締役（社外取締役含む）との定期的な意見交換
- ウ. 会計監査人および内部監査部門等との連携
- エ. 当社およびグループ会社における各事業所への往査の実施

なお、当社は、取締役・執行役員から独立した立場で監査役職務を補助する「監査役スタッフ」を設置しております。

(5) 会社の支配に関する方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

上場会社である当社の株券等については、株主をはじめとする投資家による自由な取引が認められていることから、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきものであり、特定の者の大量取得行為に応じて当社株券等を売却するか否かについても、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。

その一方で、会社の取締役会の賛同を得ずに行う企業買収の中には、(i)重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、(ii)買収提案の内容や買収者自身につい

て十分な情報を提供しないもの、(iii)被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、(iv)買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、(v)当社グループの持続的な企業価値増大のために必要不可欠なお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を破壊するもの、(vi)当社グループの技術と研究開発力、グローバルネットワークによる水産物のサプライチェーン、安全・安心な商品・サービスの提供など当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、など当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反するものも想定されます。

当社としては、このような大量取得行為をおこなう者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、この不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の利益を確保することが必要と考えております。

②基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして次の施策を既に実施しています。

ア．中期経営計画による企業価値向上への取組み

2018年度より、新中期経営計画「MVIP+（プラス）2020」を策定し、企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいりました。その総括と次期中計に向けた取り組みは、「1．企業集団の現況 (2)対処すべき課題」の記載をご参照下さい。

イ．コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループ全体の継続的な企業価値向上を具現化していくためにはコーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく業務執行機能と、業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるための各種施策の実現に取り組んでおります。

③不適切な者によって当社の経営方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社株式の大量買付行為が行われた場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討のための時間と情報確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

④上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記②および③に記載の取組みは株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みであり、上記①の基本方針に沿うものであります。これらの取組みは、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的としたものではありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社および当社グループの利益配分については、長期的・総合的視野に立った企業体質の強化ならびに将来成長が見込まれる分野の事業展開に備えた内部留保にも意を用いつつ、経営環境の変化に対応して当社および当社グループの連結業績に応じた株主還元を行うことを基本方針としています。

当事業年度につきましては、期末配当金を1株当たり5.5円と致しました。2020年12月7日に実施済みの中間配当金1株当たり4円とあわせまして、年間配当金は1株当たり9.5円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	231,751
現金及び預金	10,986
受取手形及び売掛金	77,094
商品及び製品	67,047
仕 掛 品	26,069
原材料及び貯蔵品	34,809
そ の 他	16,082
貸倒引当金	△338
固 定 資 産	243,663
有形固定資産	147,428
建物及び構築物	61,072
機械装置及び運搬具	36,094
船 舶	11,763
土 地	26,659
リ ー ス 資 産	3,792
建設仮勘定	5,273
そ の 他	2,772
無形固定資産	9,791
の れ ん	452
ソ フ ト ウ ェ ア	2,021
そ の 他	7,317
投資その他の資産	86,443
投資有価証券	38,076
関係会社株式	34,566
長期貸付金	1,438
退職給付に係る資産	229
繰延税金資産	2,335
そ の 他	14,369
貸倒引当金	△4,573
資 産 合 計	475,415

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	153,467
支払手形及び買掛金	41,665
短期借入金	68,577
リ ー ス 債 務	701
未払法人税等	4,207
未 払 費 用	23,096
賞与引当金	3,290
役員賞与引当金	188
そ の 他	11,738
固 定 負 債	134,021
長期借入金	112,230
リ ー ス 債 務	2,703
繰延税金負債	4,517
役員退職慰労引当金	71
役員株式給付引当金	50
退職給付に係る負債	10,428
そ の 他	4,020
負 債 合 計	287,489
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	159,795
資 本 金	30,685
資 本 剰 余 金	21,658
利 益 剰 余 金	107,928
自 己 株 式	△476
その他の包括利益累計額	9,778
その他有価証券評価差額金	13,881
繰延ヘッジ損益	92
為替換算調整勘定	△1,056
退職給付に係る調整累計額	△3,139
非支配株主持分	18,352
純 資 産 合 計	187,926
負 債 ・ 純 資 産 合 計	475,415

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			656,491
売上原価			529,314
売上総利益			127,176
販売費及び一般管理費			109,097
営業利益			18,079
営業外収益			
受取利息	196		
受取配当金	697		
為替差益	462		
投資有価証券売却益	36		
持分法による投資利益	2,770		
助成金の収入	1,253		
その他	693	6,110	
営業外費用			
支払利息	1,318		
投資有価証券売却損	2		
その他	118	1,439	
経常利益			22,750
特別利益			
固定資産売却益	363		
投資有価証券売却益	1,895	2,259	
特別損失			
固定資産処分損失	578		
減損損失	553		
投資有価証券売却損	3		
投資有価証券評価損	144		
出資金評価損	70		
特別退職金	90		
災害による損失	1,008	2,448	
税金等調整前当期純利益			22,561
法人税、住民税及び事業税	6,648		
法人税等調整額	707	7,356	
当期純利益			15,205
非支配株主に帰属する当期純利益			752
親会社株主に帰属する当期純利益			14,452

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	132,739
現 金 及 び 預 金	71
売 掛 金	47,343
商 品 及 び 製 品	35,198
仕 掛 品	3,995
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,562
前 渡 金	250
前 払 費 用	665
短 期 貸 付 金	27,549
未 収 入 金	6,750
そ の 他 金	376
貸 倒 引 当 金	△24
固 定 資 産	198,324
有 形 固 定 資 産	36,777
建 物	13,788
構 築 物	2,891
機 械 装 置	9,980
船 舶	1
車 輜 運 搬 具	12
工 具 器 具 備 品	696
土 地	8,831
リ ー ス 資 産	173
建 設 仮 勘 定	401
無 形 固 定 資 産	2,034
ソ フ ト ウ ェ ア	1,370
電 話 加 入 権 そ の 他	664
投 資 そ の 他 の 資 産	159,512
投 資 有 価 証 券	35,335
関 係 会 社 株 式	87,878
関 係 会 社 出 資 金	1,413
長 期 貸 付 金	13,520
破 産 更 生 債 権 等	33,168
そ の 他 金	1,233
貸 倒 引 当 金	△13,038
資 産 合 計	331,064

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	122,141
買 掛 金	21,286
短 期 借 入 金	40,530
1年内返済予定の長期借入金	9,178
リ ー ス 債 務	100
未 払 金	2,072
未 払 法 人 税 等	1,575
未 払 事 業 所 税	74
未 払 消 費 税 等	90
未 払 費 用	13,553
前 受 金	378
預 り 金	32,074
賞 与 引 当 金	1,225
固 定 負 債	106,603
長 期 借 入 金	98,397
リ ー ス 債 務	72
退 職 給 付 引 当 金	3,832
役 員 株 式 給 付 引 当 金	50
繰 延 税 金 負 債	2,983
そ の 他	1,266
負 債 合 計	228,744
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	88,836
資 本 金	30,685
資 本 剰 余 金	20,714
資 本 準 備 金	12,955
そ の 他 資 本 剰 余 金	7,758
利 益 剰 余 金	37,897
そ の 他 利 益 剰 余 金	37,897
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	675
繰 越 利 益 剰 余 金	37,221
自 己 株 式	△460
評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,483
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,175
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	307
純 資 産 合 計	102,319
負 債 ・ 純 資 産 合 計	331,064

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		370,547
売上原価		296,590
売上総利益		73,957
販売費及び一般管理費		70,080
営業利益		3,876
営業外収益		
受取利息	493	
受取配当金	6,108	
為替差益	392	
その他	208	7,202
営業外費用		
支払利息	938	
関係会社貸倒引当金繰入額	335	
その他	66	1,340
経常利益		9,739
特別利益		
固定資産売却益	43	
投資有価証券売却益	1,883	
災害保険金収入	3	1,930
特別損失		
固定資産処分損	113	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	132	
関係会社株式評価損	99	
出資金評価損	70	416
税引前当期純利益		11,253
法人税、住民税及び事業税	2,024	
法人税等調整額	5	2,030
当期純利益		9,222

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

日本水産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮川 朋 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 腰 原 茂 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 宮 正 俊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本水産株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本水産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

日本水産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮川 朋 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 腰 原 茂 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 宮 正 俊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本水産株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針・監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」については、取締役が行ったその構築・運用の状況を監視及び検証いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況に関して報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③子会社については、当社の取締役会でその経営状況を把握し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

⑤会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、「監査上の主要な検討事項」については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

日本水産株式会社 監査役会

監査役（常勤）	濱	野	博	之	㊞
監査役	広	瀬	史	乃	㊞
監査役	小	澤	元	秀	㊞
監査役	伊	豫	田	敏	也 ㊞

（注）監査役 広瀬史乃、小澤元秀、伊豫田敏也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ 欄

株主様におかれましては、本株主総会につき、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日はご来場をお控えいただき、事前に書面またはインターネットによるいずれかの方法により、議決権の行使を行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

株主様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

感染拡大の状況等により上記対応を変更する場合にはインターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nissui.co.jp/ir/share_information/meeting.html) にてお知らせいたします。

本株主総会にご出席の皆さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。